

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和8年1月27日（火）午前8時58分～午前10時17分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：副市長
議 題	1 令和8年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和8年第1回市議会定例会の招集期日は2月26日（木）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和8年第1回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和7年度武蔵村山市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり専決処分するものである。 補正予算額は3,769万3千円、補正後歳入歳出総額は382億2,137万7千円である。 歳入概要としては、衆議院議員選挙委託金や衆議院議員総選挙啓発推進委託金、衆議院議員総選挙開票速報事務委託金である。 歳出概要としては、衆議院議員選挙経費である。 なお、専決処分年月日については令和8年1月21日、専決処分番号については令和8年専決第1号である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 令和8年度武蔵村山市一般会計予算 (企画財政部長提出) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。 歳入歳出総額は、350億4,400万5千円、対前年度比較は、△986万1千円（0.1%減）である。前年度予算額は、

350億5,386万6千円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 令和8年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

(市民部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は、73億3,965万2千円、対前年度比較は、△9,030万5千円(1.2%減)である。前年度予算額は、74億2,995万7千円である。

歳入概要としては、国民健康保険税や保険給付費等交付金等の都支出金、一般会計繰入金等を計上するものである。

歳出概要としては、職員人件費等の総務費や保険給付費、東京都へ納付する国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業費等の保健事業費等を計上するものである。

(質 疑)

○ 一般会計繰入金はいくらか。

● 精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和8年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

(高齢・障害担当部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は、61億3,545万9千円、対前年度比較は、△1億3,231万7千円(2.1%減)である。前年度予算額は、62億6,777万6千円である。

歳入概要としては、介護保険料や国庫支出金、支払基金交付金、都支出金等である。

歳出概要としては、総務費や保険給付費、地域支援事業費等である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和8年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は、13億8,471万2千円、対前年度比較は、1億4,809万7千円（12.0%増）である。前年度予算額は、12億3,661万5千円である。

歳入概要としては、保留地処分金1億1,523万6千円や国庫支出金3,030万円、都補助金1,515万円、一般会計繰入金5億6,201万2千円、市債6億6,200万円等である。

歳出概要としては、総務費3,790万円や事業費11億1,580万5千円、公債費2億3,000万7千円等である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 令和8年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

（市民部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

歳入歳出総額は、22億6,910万1千円、対前年度比較は、1億9,896万7千円（9.6%増）である。前年度予算額は、20億7,013万4千円である。

歳入概要としては、後期高齢者医療保険料や一般会計繰入金、東京都後期高齢者医療広域連合からの受託金等の諸収入等である。

歳出概要としては、職員人件費等の総務費や広域連合負担金、健康診査等の保健事業費、葬祭諸費等である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 令和8年度武蔵村山市下水道事業会計予算

（建設管理担当部長提出）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、本案を提出する。

収益的収入の予算総額は14億7,770万3千円（前年度比6.2%増）、収益的支出の予算総額は19億3,032万1千円（前年度比30.8%増）である。

予算の主な内容は、収益的収入の主な収益である下水道使用料や手数料収入、収益的支出の事業活動に要する人件費、管きよの維持管理費、ストックマネジメント計画に基づく管きよ改良事業、流域下水道管理運営費負担金、使用料徴収委託費等である。

資本的収入の予算総額は16億1,647万8千円（前年度比34.8%増）、資本的支出の予算総額は28億9,196万4千円（前年度比35.5%増）である。

予算の主な内容は、資本的収入の主な収益である建設改良債や他会計負担金、資本的支出の事業活動に要する新青梅街道拡幅に

伴う管きょ改良工事、道路改良事業に伴う管きょ改良工事、流域下水道建設負担金、下水道債元金償還金等である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市行政手続条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与を行うに当たって当該不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の通知に代わる方法について、インターネット等により閲覧することができる状態に置かなければならないことを規定するとともに、従前の必要事項を記載した書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示する方法に加え、電子的な掲示方法によることができるようにする。

施行期日については、令和8年5月21日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市国民保護協議会条例等の一部を改正する条例

(総務部長提出)

武蔵村山市の行政組織の見直しに伴い、関係条例の規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

令和8年4月1日付けの組織改正に伴い、次に掲げる条例について、条文中の課名の改正を行う。

1点目は、武蔵村山市国民保護協議会条例（平成18年武蔵村山市条例第19号）である。

2点目は、武蔵村山市地域公共交通協議会条例（令和6年武蔵村山市条例第19号）である。

3点目は、武蔵村山市交通安全対策審議会設置条例（昭和37年村山町条例第5号）である。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市職員定数条例の一部を改正する条例

(企画財政部長提出)

社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題に対応するため、職員定数を増加させる必要があるので本案を提出する。

別表中市長の事務部局の職員を345人から380人に、教育委員会の事務局及び教育機関の職員を60人から65人に、合計を420人から460人に変更する。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

生理日の休暇の名称等を変更するとともに、仕事と介護の両立支援のための規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、生理日の休暇の名称を健康管理休暇に変更し、時間単位での取得を可能にする。

2点目は、介護休暇の承認期間を6月から1年に拡大する。

3点目は、介護時間の取得時間の上限（3年）を廃止する。

4点目は、仕事と介護の両立支援制度の意向確認等の対象に父母、子、配偶者の父母等に介護が必要となった場合を加える。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

武蔵村山市奨学資金条例の廃止に伴い、奨学資金審議会委員に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

特別職の職員に対する報酬の額を定める別表のうち、奨学資金審議会委員に係る規定を削除する。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、旅費の額を引き上げるとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、車賃の名称をその他の交通費と改める。

2点目は、日当の名称を宿泊手当に改め、支給額を一般職員相当額とする（2,000円から2,400円）。

3点目は、宿泊料の名称を宿泊費に改め、支給額上限額を引き上げる（15,000円から27,000円）。

4点目は、移動及び宿泊が一体となったもの（パック旅行）について、職員に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対して市が直接支払うことができることとする「包括宿泊費」を新設する。

5点目は、食卓料（1夜につき2,400円）を廃止する。

6点目は、旅行雑費の名称を渡航雑費に改める。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（総務部長提出）

課長職の給料月額を最低の号給を引き上げるとともに、地域手当の支給割合及び通勤手当等の支給額を引き上げる必要があるので、本案を提出する。

1点目は、管理職の職務の困難度・職責の高まりに対応するため、課長職の給料月額を最低の号給を引き上げる（301,100円から408,800円）。

2点目は、各種手当について、次のとおり引上げ等を行う。

地域手当については、支給割合を引き上げる（13%から16%）。

通勤手当については、自転車等利用者の支給額の引上げ及び駐車場等の利用料金相当額（上限5千円）を上乗せする。

住居手当については、27歳までの職員への支給額を引き上げる（15,000円から30,000円）。

宿日直手当については、支給額を引き上げる（6,100円から6,300円）。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。

（質 疑）

○ 地域手当の引上げについて、近隣市も同様に16%に引き上げるのか。

● 近隣の5市に確認したところ、2、3市は同様に16%に引き上げると伺っている。

○ 多摩26市の自治体で16%より多い地域手当を出している団体はあるのか。

● 武蔵野市が該当する。

○ 通勤手当について、これまで東京都に準拠する形で引き下げてきた。今回の引上げも同様に東京都に準拠するものであるという認識でよいか。

また、一般的に、常勤職員に対する給与等の改正が行われると会計年度任用職員に対する給与等にも影響が及ぶ。予算への

影響はどのように考えているか。

- 地域手当以外の通勤手当、住居手当、宿日直手当は東京都に準拠するものである。

会計年度任用職員への影響について、自転車における通勤手当は10km未満の方の改正はない。10km以上の方は区分に応じて月額を引き上げる。駐車料金は料金を支払っている実績がある方が対象であるが、全体でどれくらいの額になるか把握できておらず、実績を把握した後、必要に応じて補正予算の計上なども行うものと考えている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長提出)

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、旅費の額を引き上げるとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、車賃の名称をその他の交通費と改める。

2点目は、日当の名称を宿泊手当に改め、支給額を引き上げる（1,500円から2,400円）。

3点目は、宿泊料の名称を宿泊費に改め、支給額上限額を引き上げる（14,000円から19,000円）。

4点目は、移動及び宿泊が一体となったもの（パック旅行）について、職員に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対して市が直接支払うことができることとする「包括宿泊費」を新設する。

5点目は、食卓料（1夜につき1,500円）を廃止する。

6点目は、旅行雑費の名称を渡航雑費に改める。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

なお、上記内容については、職員組合と協議予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市多摩都市モノレール基金条例の一部を改正する条例

(都市整備部長提出)

現行の規定に定める処分事項を明確にするとともに、多摩都市モノレール沿線のまちづくりに要する経費を処分事項に加える必要があるので、本案を提出する。

第6条中「多摩都市モノレールの延伸に際して必要な出資金及び公共施設の整備等の経費」を「次に掲げる経費」に改め、次の項目を追加するものである。

1点目は、多摩都市モノレールの延伸に際して必要な出資金及び

貸付金を加える。

2点目は、多摩都市モノレール沿線の公共施設の整備に要する経費を加える。

3点目は、前号に掲げるほか、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針に基づく多摩都市モノレール沿線のまちづくりに要する経費を加える。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市税賦課徴収条例及び武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

公示送達の方法について、公示事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることを規定するとともに、従前の公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示する方法に加え、電子的な掲示方法によることができるようにするものである。

なお、本改正は地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)による改正後の地方税法第20条の2の規定によるものであり、当該規定の適用を受ける武蔵村山市税賦課徴収条例(昭和26年村山村条例第10号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条により当該規定の準用を受ける武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例(平成20年武蔵村山市条例第21号)を一括して改正する。

施行期日については、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日からとする。

また、本条例の施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日であり、その期日は同法の公布の日(令和5年3月31日)から3年3月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。現時点では当該政令は公布されていないが、議案上程前に公布があった場合には、当該政令によって定められた具体的な期日を施行期日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市財政事情の作成および公表に関する条例の一部を改

正する条例

(企画財政部長提出)

市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、財政事情の公表方法を変更することに伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第4条中「掲示場に掲示するほか、武蔵村山市報」を「インターネットの利用その他適切な方法」に改める。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

市報の掲載内容を簡略化し、ホームページで詳しく掲載するものである。

(質 疑)

- 市報で掲載しなくなるのか。
- 掲載しなくなるわけではない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例

(企画財政部長提出)

雷塚公園庭球場及び大南公園庭球場を人工芝コートに改修することに伴い、当該施設の利用料金を変更する必要があるので、本案を提出する。

雷塚公園庭球場及び大南公園庭球場をクレーコートから人工芝コートに改修することに伴い、当該施設の利用料金を、既設の人工芝コートである三ツ木庭球場の利用料金と同額とするため、条例の一部を改正するものである。

1点目は、市内団体の利用料(1時間当たり)を320円から510円へ引き上げる。

2点目は、市外団体の利用料(1時間当たり)を640円から1,020円へ引き上げる。

施行期日については、令和8年7月1日からとする。

(質 疑)

- 三ツ木庭球場の人工芝は改修の必要はないか。
- 今のところ問題はない。ただし、砂の入れ替えについて、人工芝の中に入っている砂がなくなることがあり、随時対応している。

ちなみに、雷塚公園庭球場及び大南公園庭球場の人工芝コートは、これまでのコートと違いローラーを引く必要がなく、維持管理が非常に楽になる。管理は指定管理者が行う。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長提出)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことから、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、同法第54条の3において準用する、同法第46条第2項及び第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものである。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例
(市民部長提出)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税方式に子ども・子育て支援納付金の規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

課税項目を新設する。具体的には、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金に係る所得割率及び均等割額等を新設するものである。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

(質疑)

○ 例年行っている国保財政健全化計画に基づく税率改正は含まれていないように思われるが、今般は改正しない方向ということによろしいか。

● 運営協議会からの答申を2月6日に市長に提出する予定であり、従前どおり国保財政健全化計画に基づく税率改正も含めて検討していただく。まだ、答申前であり、現時点でははっきり申し上げられる状況ではない。

○ 今回の改正で個人の負担が増えるのか。

● 社会保障負担率全体の国の予算では増えないが、個人では負担増である。

(結論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長提出)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第1号被保険者の保険料の所得段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により第1号保険料の所得段階が変わる第1号被保険者について、令和7年度税制改正前と同様の所得段階となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

施行期日については、令和8年4月1日からとする。

(質疑)

○ 具体的に言うかどうか。

● 令和7年度の税制改正で給与所得控除が55万から65万に引き上げられた。その分、今まで課税であった方が非課税になる場合がある。しかし、介護保険は3年間をサイクルとしており、国としては、そのサイクルで収入が下がらないような措置をしたい。そのため、令和8年度に住民税が非課税になる方でも、介護保険上は課税として措置する。

(結論)

提出議案として決定する。

(23) 令和7年度武蔵村山市一般会計補正予算(第8号)

(企画財政部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

現段階においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューにおいて、私立幼稚園物価高騰緊急対策事業、指定管理者制度エネルギー価格高騰対策事業の合計972万2千円を計上予定である。

また、令和7年度における不用額等の減額補正等が予定されている。詳細は市長査定後にお知らせする。

(結論)

提出議案として決定する。

(24) 令和7年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(市民部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は5億894万5千円、補正後歳入歳出総額は80

億 8, 760 万 8 千円である。

歳入概要としては、保険給付費等交付金及びその他一般会計繰入金の増である。

歳出概要としては、保険給付費の療養諸費の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (25) 令和 7 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
（高齢・障害担当部長提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は 5, 166 万 8 千円、補正後歳入歳出総額は 64 億 7, 567 万 9 千円である。

歳入概要としては、支払基金交付金及び基金繰入金の増である。

歳出概要としては、保険給付費及び地域支援事業費の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (26) 令和 7 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
（都市整備部長提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は 3 億 1, 158 万 2 千円、補正後歳入歳出総額は 9 億 2, 874 万 4 千円である。

歳入概要としては、保留地処分金の増や一般会計繰入金の減及び市債の減である。

歳出概要としては、都市核地区土地区画整理事業経費の減である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (27) 令和 7 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
（市民部長提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は 3, 739 万 5 千円、補正後歳入歳出総額は 21 億 9, 526 万 1 千円である。

歳入概要としては、療養給付費繰入金の増である。

歳出概要としては、療養給付費負担金の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(28) 令和7年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第3号）

（建設管理担当部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

収益的収入の補正予算額は△1,616万7千円、補正後予算額は13億7,720万1千円である。

歳入概要としては、営業収益の雨水処理負担金の減及び営業外収益他会計補助金の増である。

収益的支出の補正予算額は4,006万7千円、補正後予算額は15億4,663万4千円である。

歳出概要としては、総係費の給料等の減や総係費の委託料の減及び減価償却費の資産減耗費の増である。

資本的収入の補正予算額は2億150万7千円、補正後予算額は22億7,560万3千円である。

歳入概要としては、下水道債の増や他会計負担金の増、国及び都補助金の減、工事負担金の減及び基金繰入金の減である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(29) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

（市民部長提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

2年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金として支弁しているが、令和8年度及び9年度の保険料率改定に際しても、従前と同様の措置を継続するものである。

後期高齢者医療保険料率改定については、令和8年1月29日東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会で審議される予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 村山学園第二中学校校舎外装改修工事の請負契約の一部変更について

（総務部長提出）

令和7年10月2日付けで村山学園第二中学校校舎外装改修工事を1億3,178万円で契約締結をしたが、下地調整工事の追

	<p>加により、契約金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年村山町条例第1号）第2条で規定する額（1億5,000万円）を超過する見込みである。</p> <p>なお、追加工事の金額は現在積算中である。</p> <p>（結 論）</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>【諮問事項/追加予定】</p> <p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて （企画財政部長提出）</p> <p>人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。</p> <p>令和8年9月30日をもって任期満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。</p> <p>任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（任期3年）である。</p> <p>なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の3か月前としている。</p> <p>人権擁護委員山田行雄氏の任期満了によるものである。</p> <p>議題2 その他</p> <p>令和8年第1回市議会定例会の招集期日は2月26日（木）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：373）</p>
--------------	----------------------------

（日本産業規格A列4番）